

実施	2016年2月
ヒアリング対象国	タイ

■タイ王国(バンコク)

期間：2016年2月10日(水)～12日(金)

【意見交換・ヒアリング先】

① Music Copyright Thailand (MCT)

1994年に設立された音楽関連の著作権管理団体。国内では200程の作曲家や作詞家より著作権の管理委託を請け負っている傍ら、30程の国外の著作権管理団体とも連携して外国作品の著作権管理業務をおこなっている。

② MPC Music (MPC)

2003年に設立された音楽ライセンス会社。主な業務はMCT及びPhonorights、2団体の会員作品に係るライセンス料の徴収。訪問時タイには27の集中管理団体が存在しており、著作権と隣接権を管理するMPCのような会社が有用な存在となる。

③ Motion Picture Association (MPA) Thailand

アメリカ映画協会(MPAA)の海外代理団体であるモーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)によって1997年に設立された映画協会。主な活動内容はアメリカ映画協会のメンバー社であるハリウッドメジャースタジオ6社のコンテンツ保護を目的とした、侵害対策、著作権啓発活動、そして法整備に向けた政府への働きかけなどをおこなっている。

④ タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会

(Thai Entertainment Content Trade Association : TECA)

2002年に設立された現地の音楽権利団体で、国際レコード産業連盟(IFPI)の加盟団体。

会員は国内外の音楽エンターテインメント企業で、会員企業の著作権や著作隣接権を保護するための侵害対策、消費者への啓発活動、そして法整備に向けた政府機関への協力や働きかけを中心に活動している。

⑤ 国立映画・コンテンツ協会連盟

(National Federation of Motion Pictures and Contents Association : MPC)

1991年に国立映画協会連盟として設立、その後2008年より現在の名称に変更。

映画、アニメ、ゲーム等の保護・促進をおこなっており、ここ数年は侵害対策も活発に始めている。

⑥ Media Max

タイのCGI業界の主要企業であるイメージマックス社の関連企業。上記MPCとのミーティングに同席。

⑦ タイアニメーション&コンピューターグラフィックス協会

(Thai Animation and Computer Graphics Association : TACGA)

タイ国内のアニメーション産業発展を目的に設立されたタイ政府認可の協会で、現在、会員企業・団体は、テレビシリーズ、アニメーション映画、VFX、キャラクター、教育機関などの分野から組成されている。設立年：2006年 加盟企業・団体数100

(民間企業50、政府機関・業界団体20、教育機関30(2014年時))。上記MPCとのミーティングに同席。

⑧ FIVE STAR PRODUCTION

1973年創立のタイの映画制作会社で、今までに260作品以上を制作している。

上記MPCとのミーティングに同席。

■MCT、MPCとのミーティング

日 時：2016年2月11日（木）

場 所：MPC Music会議室

- ・MCTは音楽著作権者の権利者団体で、MPC MusicがMCTやPhonorightsの会員の権利に関するライセンシングをおこなっている。¹
- ・改正著作権法においても、集中管理団体の運営に関する整備がなされていない事を問題視している。CMOの数も昨年26から27団体へ増加した。身体障害者に対する一時的複製の容認に関しては支持している。
- ・依然としてタイ自国の音楽が人気（60%）で、次いでアメリカやイギリスの音楽(30%)が支持されている。
- ・オンラインに関しては、合法のサービスが増えたので侵害が減少している。しかし、やはりYouTubeから違法ファイルをダウンロードされている状況にあり、これが1番大きな問題と言える。
- ・昨年はスマートフォンアプリの開発者による音楽の無許諾使用が問題となっていたが、その問題はほとんど解消された。
- ・昨年は外国作品の権利者が特定できないことが問題となっていたが、それは言語の問題で権利者が容易に特定できず、それぞれの国の管理団体に問い合わせが必要だとの補足説明を受けた。
- ・継続してfacebookを活用したPR活動を行っている。
- ・MPC及びMCTはタイにおけるCODAとの共同著作権普及啓発活動に興味を示している。

■MPA Thailand、TECAとのミーティング

日 時：2016年2月11日（木）

場 所：Richmond Stylish Convention Hotel

映画業界の状況

- ・2014年はハリウッド映画のマーケットシェアが65%で、現地の映画は18%だったが、2015年はハリウッド映画のシェアが伸び、現地映画のシェアは少なくなった。
- ・2014年はフィジカル(パッケージ)とオンラインの侵害の比率が25%対75%と推測されていたが、2015年はオンライン侵害の割合が80%から85%に増加したと推測される。
- ・市場に出回る海賊版の数は減ったと考えられており、MPAでは海賊版販売店の摘発をほとんどおこなわないが、継続して海賊版の出处に対する対策を試みている。
- ・無許諾ストーリーミングが依然として問題になっている一方、BitTorrentによる侵害は減った。「FreeMovie-HD」というサイトが侵害サイトの例として示された。
- ・MPAは継続してストーリーミングサイトにアップされた侵害ファイルを、サイト側から提供を受けた削除アカウントを使い、日々削除作業をしている。
- ・Netflixがタイでサービスを開始したが、タイ語の字幕が無い番組がある事が問題として指摘されている。

音楽業界の現状

- ・音楽に関してはYouTubeが依然問題視されている。また、Facebook等のソーシャルメディアを悪用した侵害も問題とされている。
- ・2014年は海賊版とオンラインの侵害の比率が25%対75%と推測されていたが、2015年はオンライン侵害の割合が90%に増加したと推測されている。

スマートフォンアプリに関して

- ・Appleの対応が良くなり、iOSに関しては（少なくとも彼らが問題視している）侵害スマートフォンアプリはなくなったとのこと。

サイトブロッキングに関して

- ・タイでは不敬罪、国家安全を脅かすサイバークライム、そして児童ポルノに対するサイトブロッキングは刑法で明確化されているが、著作権侵害に対しては、法的に明確ではない。MPAとTECAは著作権侵害に対するサイトブロッキングの法律の明確化に向けて政府に働き掛けをおこなっている。
- ・タイには30ほどのプロバイダがあるが、現状はそのうちの10社で9割のマーケットシェアを持っている。

■ 国立映画・コンテンツ協会連盟(MPC) その他映像関連団体、企業とのミーティング

日 時 : 2016年2月12日 (金) 12 : 00 - 13 : 00

場 所 : Siam Paragon 1F

- ・国立映画・コンテンツ協会連盟は映画、アニメ、ゲーム等の保護・促進を行っており、現事務局長になってからは侵害対策も活発に始めた。
- ・現事務局長は、MICE (Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive tour (報奨・招待旅行)、Convention または Conference (大会・学会・国際会議)、Exhibition (展示会) の頭文字をとった造語で、多数の人の移動を伴う経済効果の大きいビジネス関連イベントの) を監督する総理大臣の直轄の政府事務局で議長を務めている。この機関は14年前に設立され、議長は内閣によって任命される。また、総理大臣によって組織される 国際貿易委員会 (International Trade Committee) の評議委員でもあり、この委員会の書記官は商務大臣が努めている。この委員会において、コンテンツ産業はタイ政府の経済成長戦略の6つの分類の1つに位置づけられている。
- ・2016年2月11日に総理大臣が初めて知財保護委員会 (Intellectual Property Protection Committee) を招集した。総理大臣がこの委員会の議長をするのは珍しく、通常議長は商務大臣か知財局 (DIP) の局長が担当する。
- ・併せて2016年2月11日に警察庁が警察幹部に対し、知財保護の強化を命じた。
- ・4、5年程前からサイトブロッキング導入に関する討議がなされているが、それは著作権保護のためではなく、セキュリティ対策が主な目的であった。しかし、総理大臣より前日 (上記同様2月11日) 著作権保護を目的としたサイトブロッキングに関する声明があり、コンテンツ業界にとって喜ばしいことだと言える。政府は著作権侵害の対応策としての サイトブロッキングを実施するにあたり、法体制や技術がまだ現時点では欠けている。
- ・10年から15年前は、タイは第一次産業、第二次産業の生産物の輸出に頼っていた。今年になってやっと、サービス業の輸出がGDP全体の52%に及ぶことが発表された。これと共に商務省は、物ではなく、サービス業の輸出に力を入れると発表した。これは、政府の経済政策における大きな転換だと言える。コンテンツ産業はサービス事業に属するので、40年間にわたり農作物や物品の輸出で機能していた官僚制度が、どのように サービス事業へ方向展開するかが注目されている。製造から創造への転換期と言える。
- ・タイでは知的財産権を保有する人が少ないので、知財に関する知識が乏しいという見解があったが、それは正しくなく、政府が著作権保有者に関するデータを収集していないことが問題だと思う。データが存在しないので、何を保護するべきかが認識されていない。
- ・ベルヌ条約に準拠して、タイで著作権登録をする必要はないと考える。
- ・タイのテレビ番組が中国で違法に視聴されるようになり、中国でタイに対する関心が高まったと思われる。ただし、中国にはスクリーンクォータがあるので、中国へ輸出されるタイ映画は少ない。そういった状況を踏まえ、最近中国からの投資で映画が中国と共同製作されたり、中国作品がタイで撮影がおこなわれ、タイの俳優が起用されるケースが多くみられるようになった。
- ・政府が現在一番力を入れているコンテンツ産業はテレビ放送事業。過去30年間はタイには6つのテレビ局しか存在しなかった。そのうち2つの大手 (チャンネル3とチャンネル7) のみがタイ全国に放送網を持っていた。その一方デジタルテレビの導入で、昨年はタイにデジタルテレビ局が24局もあり、その内5局が今年事業を閉鎖する。来年には他のデジタルテレビ局も淘汰され、統合などによって残るのは8から10局ほどであろうと思われる。その時点でそれぞれが局の特色を打ち出し、差別化を図ることになるであろう。

■ Siam Inter Multimediaとのミーティング

日 時：2016年2月12日（金）

場 所：Siam Inter Multimedia Plc.

- ・ Siam Inter Multimediaはタイの最大手マンガ出版社で、同社が出版する雑誌には、週刊ジャンプの作品が日本とほぼ同時に掲載されている。
- ・ 日本のマンガは20年以上前から人気があり、タイのマンガ市場の95%を占めている。その他のシェアは、アメリカや中国のマンガで占められている。
- ・ Siam Inter Multimediaはタイのマンガマーケットの50%のシェアを持ち、2年前からマンガもオンライン配信を始めた。
- ・ 日本のマンガの販売を開始した24年前から、数百タイトルをタイで出版している。2015年は合計476巻のマンガを出版した。主に集英社や講談社等の作品を扱っている。
- ・ 雑誌の価格は約45バーツ（約150円）、そして、単行本は約50バーツ（約165円）程度。
- ・ 主な読者層は10代から20代の男性。
- ・ オンライン配信しているマンガは現状10作品ほどだが、2016年は講談社から許諾をもらって200巻を発売できる可能性がある。
- ・ 侵害サイトやスマートフォンアプリを介して侵害ファイルが拡散しているが、オンラインのインフラ状況がタイにおいてはまだに良くないので、現状は紙を媒体とする侵害コミックの方が被害は甚大だと言える。
- ・ 侵害ファイルの形態は外国のサイトよりダウンロードされた作品にタイ語訳が付けられるケースが多い。場合によっては、英語や中国語などのいくつかの言語を経てタイ語訳が付けられるケースもある。
- ・ 侵害対策は30年ほど前に積極的に取り組んだ。Siam Inter Multimediaがマンガやコミックを出版する前は、タイには海賊版しか存在しなかった。
- ・ Siam Inter Multimediaはライセンサーなので、侵害対策をおこなうには日本の権利者の協力が必要。（告訴状等の準備で。）
- ・ 侵害サイトの管理者へ削除要請の通知を送るが、ほとんど無視される。サイトの閉鎖に成功しても、数週間でサイトが再度開設される状況にある。
- ・ マンガのファンはタイ語版の正規品をコレクションとして購入している。Siam Inter Multimediaの商品が販売されているのは、同グループが経営している店舗で、それらはバンコクの各学校の近くにあるキオスクのような店舗が多い。
- ・ タイにはマンガの内容に関する規制はないが、PTAからのクレーム等があるので出版社が自主規制をしている。

■ 市場視察：パッポン通り周辺

日 時：2016年2月12日（金）

場 所：パッポン通り周辺

- ・ 日本のテレビドラマや洋画の海賊版を購入。価格はディスク1枚で80バーツ（約250円）。5枚組では400バーツ（約1,250円）。
- ・ 海賊版はプラスチックフィルムの中に、ジャケット（普通紙にカラーコピーされたもの、2つ折り）にDVD-R（Princo社製）が封入されている。